

## 宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく規制区域（案）について

三重県県土整備部建築開発課

### 1 宅地造成及び特定盛土等規制法の概要

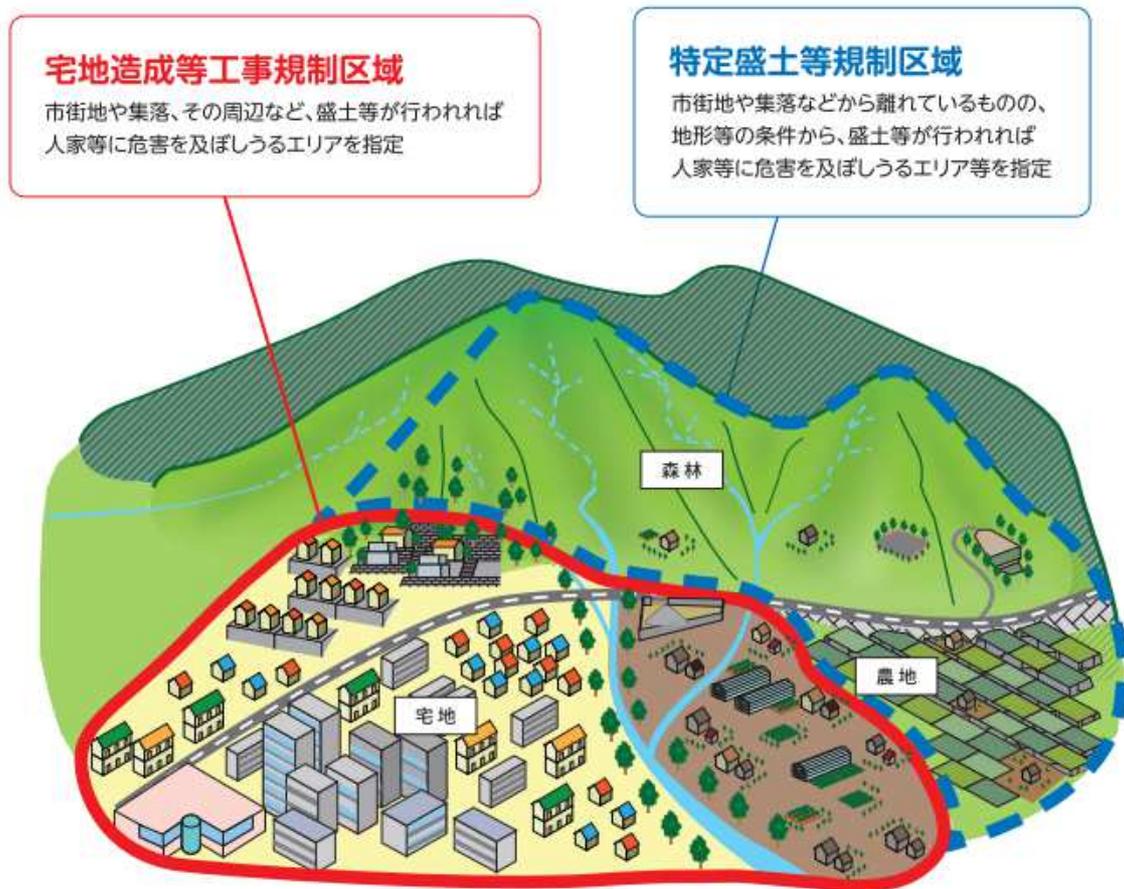
令和3年7月に静岡県熱海市で発生した大規模な土石流災害等を踏まえ、盛土等に伴う災害の防止を目的として、危険な盛土等を包括的に規制するため、従来の宅地造成等規制法が抜本的に改正され、「宅地造成及び特定盛土等規制法」（以下「盛土規制法」という。）が令和5年5月26日に施行されました。

盛土規制法では、宅地、農地、森林等の土地の用途にかかわらず、盛土等により人家等に被害を及ぼしうる区域を規制区域として指定することとされています。

規制区域内で盛土等を行う場合は、工事の許可申請や届出が必要となります。

### 2 規制区域の概要

盛土規制法に基づく規制区域は、「宅地造成等工事規制区域」と「特定盛土等規制区域」があります。



【出典：盛土規制法パンフレット（事業者用）】

### 3 三重県の規制区域（案）の概要

三重県では、盛土規制法に基づく規制区域の指定を行うため、国の実施要領に基づき、地域の地形等に関する基礎調査を実施したうえで、スキマのない規制を行うため規制区域（案）を作成しました。

### 4 規制対象範囲

宅地造成等工事規制区域内又は特定盛土等規制区域内では、次の行為を行う場合、許可が必要となります。

#### 許可対象となる盛土等の規模

赤文字 宅地造成等工事規制区域 青文字 特定盛土等規制区域

##### <土地の形質の変更(盛土・切土)>

例えば… ●宅地を造成するための盛土・切土 ●残土処分場における盛土・切土 ●太陽光発電施設の設置のための盛土・切土 等

| 要件    | ①盛土で高さが<br>1m超 2m超<br>の崖を生ずるもの | ②切土で高さが<br>2m超 5m超<br>の崖を生ずるもの | ③盛土と切土を同時に行い、高さが<br>2m超 5m超<br>の崖を生ずるもの(①、②を除く) | ④盛土で高さが<br>2m超 5m超<br>となるもの(①、③を除く) | ⑤盛土又は切土をする土地の面積が<br>500㎡超 3,000㎡超<br>となるもの(①～④を除く) |
|-------|--------------------------------|--------------------------------|---|-------------------------------------|--|
| イメージ図 |                                |                                |   |                                     |  |

※「崖」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤（風化の著しいものを除く）以外のものをいいます。

##### <一時的な土石の堆積>

例えば… ●土石のストックヤードにおける仮置き 等

| 要件    | ⑥最大時に堆積する高さが<br>2m超 5m超<br>かつ面積が<br>300㎡超 1,500㎡超<br>となるもの | ⑦最大時に堆積する面積が<br>500㎡超 3,000㎡超<br>となるもの |
|-------|--|--|
| イメージ図 |  |  |

※各都道府県等の条例により規制対象規模が異なる場合があります。具体的には各都道府県等にご確認ください。

【出典：盛土規制法パンフレット（事業者用）】

### 5 運用開始時期

令和7年5月（予定）

### 6 問い合わせ先

担 当：三重県県土整備部建築開発課

住 所：〒514-8570 三重県津市広明町13番地

連絡先：059-224-3087（電話）

059-224-3147（FAX）

kenchiku@pref.mie.lg.jp（メールアドレス）